

市の管理する公共施設の
受動喫煙防止対策に関する指針

秋田市
令和2年4月

1 目的

本指針は健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第25条に基づき多数の者が利用する本市の管理する公共施設の受動喫煙防止対策を定め、受動喫煙による健康への悪影響を未然に排除し、もって、市民等の健康の保持・増進を図り、また、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的とする。

2 趣旨

本市では、「健康あきた市21」の中で受動喫煙防止対策を市民の健康に関する重要な課題の一つとして位置づけ、取り組んできたところである。

平成19年6月には「秋田市が管理する施設の禁煙・分煙指針」を作成したが、更なる受動喫煙防止対策を進めていくため、同指針は廃止し、新たに「市の管理する公共施設の受動喫煙防止対策に関する指針」を平成26年2月に作成し、同年4月より施行している。

平成30年7月25日には、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため施設区分に応じた対応をするように定められた。さらに、令和元年7月2日には、秋田県受動喫煙防止条例（令和元年秋田県条例第4号。以下「県条例」という。）が公布され、特に受動喫煙による健康影響から守られるべき子ども等が多く利用する施設について、法による受動喫煙防止のための措置に一部上乗せした対応をするように定められた。

そのため、本指針を改訂し適切な措置を講ずるものである。

3 この指針に係る定義

(1) 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

(2) 施設管理者

対象施設を所管する課等の長

(3) 敷地内全面禁煙

当該施設を構成する建物および敷地における喫煙を全面的に禁止すること。

(4) 建物内全面禁煙

建物内における喫煙を全面的に禁止すること。ただし、屋外に喫煙場所が設置される場合、施設の入出口から極力離すなど必要な措置を講ずること。

(5) 環境たばこ煙（ETS）

室内において喫煙者の吐き出す呼出煙とたばこの点火部から立ち上る副流煙が混じり合った総称で、室内空気汚染物質の主たるもの。

（ETS：environmental tobacco smoke）

(6) 第一種施設

多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

ア 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として健康増進法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第27号）で定めるもの

イ 行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

(7) 第二種施設

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設（多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設）以外の施設をいう。この場合において、屋外競技場（野球場等）は第二種施設として取り扱うが、屋根のないフィールド又は観客席は屋外となり、第二種施設に該当しない。

4 対象施設 市有施設および市管理施設

5 実施者 各施設における施設管理者

6 基本指針

施設管理者は本指針に基づき必要な受動喫煙防止対策を講ずるよう努める。対象施設は、原則建物内禁煙とする。ただし、現在敷地内禁煙としている施設は、引き続き敷地内禁煙とする。

7 施設管理者が行う具体的な受動喫煙防止対策

(1) 第一種施設については、法および県条例の定めるところにより対策を講ずるものとする。

(2) 第二種施設については、以下の対応を推奨するものとする。

ア 敷地内全面禁煙

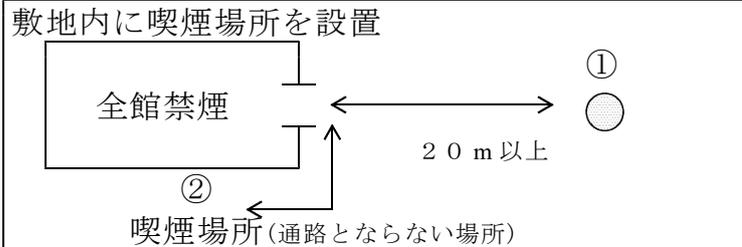
イ 建物内全面禁煙

(ア) 建物内禁煙を実施する対象施設においては、建物の外に喫煙場所を設けるものとする。

(イ) 喫煙場所の設置においては、対象施設の出入り口付近等から極力（直線で20メートル以上）離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。たばこの煙が建物内や近隣施設等へ流れないように十分に配慮する。

※なお、出入り口付近に喫煙所がある場合は、建物内喫煙と同様の状況と判断される。

建物内禁煙例

内容および基準
<p>①喫煙場所は建物内にたばこ煙が逆流しないように最低でも20 m以上離している。</p> <p>②逆流防止のため軒先と出入り口を連続させていない。</p>
<p>敷地内に喫煙場所を設置</p>  <p>参考「平成22年7月30日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡」 「わが国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性とその推進に関する研究」(平成23年3月厚生労働省科学研究費補助)</p>

(ウ) 市民等への周知

施設管理者は、市民等に対し、受動喫煙防止対策の具体的方法および主旨についてポスター掲示等により周知するとともに、理解と協力を得るものとする。

敷地内に喫煙可能区域を設定した場合には禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。

ウ 喫煙者（職員）への指導

(ア) 喫煙者（職員）が受動喫煙の害を理解し、自らの喫煙により周囲に環境たばこ煙の害が及ばないように指導する。

(イ) 喫煙者（職員）が喫煙の害を理解し、禁煙が推進できるよう研修や禁煙相談窓口の紹介などを実施する。

エ その他

受動喫煙防止対策について、広く市民の意見を取り入れるよう配慮する。

8 施設の受動喫煙防止対策の推進方策

本市が管理する施設の受動喫煙防止対策を効果的に進めるために、喫煙者と非喫煙者の個人間の問題とせず、組織的に推進していくことが重要である。

9 参考資料

- (1) 受動喫煙防止対策について
(平成22年2月25日付け健発第0225第2号厚生労働省健康局長通知)
- (2) 受動喫煙防止対策について
(平成22年7月30日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡)
- (3) 受動喫煙防止対策について
(平成25年2月12日付け厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長事務連絡)
- (4) 平成23年3月厚生労働省科学研究費補助
「わが国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性とその推進に関する研究」
- (5) 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）
- (6) 健康増進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成31年政令第5号）
- (7) 健康増進法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第27号）
- (8) 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年省令第17号）
- (9) 秋田県受動喫煙防止条例（令和元年秋田県条例第4号）



秋田市保健所保健予防課
令和2年3月作成